

社会福祉法人ポプラ会役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ポプラ会の役員に報酬を支給する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 理事長、理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）については役員報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては、支給しない場合もある。

(報酬支給の対象となる役員の職務)

第3条 役員報酬を支給することのできる役員の職務は次のとおりとする。

- 1) 理事長にあつては、次の専決決裁事項に係る職務とする。
 - (1) 職員の任免（定款細則第二五条に定める職員を除く）
 - (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
 - (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (4) 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの
 - (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
 - (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
 - (8) 予算上の予備費の支出
 - (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
 - (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること
 - (11) 寄付金の受入れに関する決定
ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 2) 理事にあつては、次の議決事項に係る職務とする。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
 - (2) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (3) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (4) 多額の借財
 - (5) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (7) コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備
 - (8) 競業及び利益相反取引
 - (9) 計算書類及び事業報告書等の承認
 - (10) 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除
 - (11) その他の重要な業務執行の決定

3) 監事にあつては、次の監査実施等に係る職務とする。

- (1) 決算監査。
- (2) 法人の経営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に実施する監査。
- (3) 理事の業務執行状況及び法人の財産の状況について実施する監査。
- (4) 毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び群馬県知事に報告すること。
- (5) 必要があると認めるとき、理事会、評議員会に出席して意見を述べること。

4) 評議員にあつては、次の審議事項に係る職務とする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員報酬の額)

第4条 役員報酬は、別表1に定めるところにより支給する。

(役員報酬の支給対象時間)

第5条 役員報酬は、決裁、議決、監査又は審議に要した会議1回につき支給するものとする。

(役員報酬の併給の禁止)

第6条 役員報酬の支給対象となる職務を行った場合、その職務につき他の役員としても報酬が支給されるときは、一の役員報酬のみ支給する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会・評議員会の議決により行う。

附則

この規程は、平成29年 7月13日から施行する。

(別表1)

役員報酬の支給表

(単位：円)

役職名	会議1回につき
理事長	15,000
理事	15,000
監事	15,000
評議員	15,000